

平成29年4月1日から貸出物品の利用方法を下記のとおり変更します。（4月1日以降に利用するものに適用）地域のお祭りや、施設のイベントなどの際にご活用ください。

## 1 申し込み

- ・電話または窓口にて希望する物品の空き状況をご確認ください。
- ・所属団体により、申し込みの受付開始日が変わります。（変更点①）

貸出対象団体	① 地区まちづくり委員会、自治会およびそれに属する団体 (子ども会・サロン含む)	② ①以外の団体のうち社協法人会員、市民活動団体	③ その他の団体
受付開始日 (土日祝日の場合はその前日から)	利用日の <b>6ヶ月前から</b> (先着順)	利用日の <b>2ヶ月前から</b> (先着順)	利用日の <b>1ヶ月前から</b> (先着順)

## 2 申請書提出

- ・電話での申し込みは仮予約とし、申請書の提出により確定とします。（変更点②）窓口、FAX、郵送にて承りますので、貸出日の一週間前までに申請書をご提出ください。提出されなかった場合はキャンセル扱いといたします。
- ・申請書は社協の窓口のほか、社協ホームページからダウンロードできるようになりました。（変更点③）  
※画像をクリックすると申請書がダウンロードできます。

## 3 受付控えの発行

- ・申請書の受付後に「貸出受付控え・貸出時の注意」を発行いたします。（変更点④）申請書にFAX番号または郵送先の住所をご記入ください。

## 4 物品の貸出

- ・物品の貸出、返却は社協事務所までお越しください。複数の人数による運搬が必要な物品、荷台のある車両が必要な物品については、人数・車両の確保をしていただけますようお願いいたします。
- ・貸出前に職員立ち合いのもと、動作確認チェックを行います。（変更点⑤）時間に余裕をもって来所ください。
- ・貸出物品を追加します。（変更点⑥）詳しくは貸出物品一覧をご参照ください。  
※画像をクリックすると貸出物品一覧がダウンロードできます。

## 5 物品の返却

- ・使用マニュアルに記載されている清掃を必ず実施してから返却してください。特に食品加工にかかる物品の場合は、食中毒予防の観点から使用マニュアルをよく読んで、手順を守って使用・清掃をお願いいたします。
- ・清掃不備の場合はやり直していただく場合があります。

## 6 利用料

- ・無料

### 【お問い合わせ・お申し込み】

那珂市社会福祉協議会 地域福祉グループ

電話：029-229-0309